

作業環境測定士登録申請書に添付する書面等について

新規登録、登録証の書換え又は再交付の申請書に添付する書面等を例示すると次のとおりです。

添付する書面	申請者の資格の種別	資格を証する書面(※1)
1 資格を証する書面 右欄に示すとおり (申請者の資格の種別により異なる)	試験に合格し、登録講習機関が行う講習を修了した者	試験合格証の写し(原本証明必要)
	医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師	免許証の写し(原本証明必要)
2 講習の修了証 「登録講習機関が交付する「 原本と相違ない 」旨の証明印のある登録講習修了証」又は「登録講習修了証の原本及びその写し」	環境計量士 (規則17条2号の講習の修了者) (※2)	①登録証の写し(原本証明必要) ②卒業証明書(原本に限る)(大学院不可) 又は卒業証書の写し(原本証明必要)(大学院不可) ③労働衛生一般及び労働衛生関係法令に関する講習(規則17条2号の講習)の修了証の写し(原本証明必要)
3 その他の書面等 (1)新規登録の場合 ①住民票(原本)(※3) 個人番号(マイナンバー)が記載されていないものとしてください。 ②写真1枚(申請書に貼付してください。) 背景無地、上3分身、正面、脱帽、縦30mm、横24mmの写真 (裏面に氏名・フリガナ・生年月日を記入のこと)	環境計量士 (規則17条16号の講習修了者) (※2)	①登録証の写し(原本証明必要) ②衛生管理者免許証の写し(表裏)(原本証明必要) ③労働衛生一般及び労働衛生関係法令に関する講習(規則17条16号)の修了証の写し(原本証明必要) ④労働衛生実務経験証明書
	核燃料取扱主任者 原子炉主任技術者 第一種放射線取扱主任者	(選任の場合) ①免状の写し(原本証明必要) ②選任届の写し ③選任継続証明書 (証明書様式は協会HPをご確認ください。) (実務経験の場合) ①免状の写し(原本証明必要) ②3年以上の放射性物質濃度測定の実務従事証明書
(2)氏名変更の場合 ①作業環境測定士登録証 (現在所有のものを添付)(※4) ②戸籍抄本、住民票(旧姓が併記されたもの)等(原本) (添付書類が現在の氏名と異なる場合は添付してください。)	臨床検査技師	(実務経験の場合) ①免許証の写し(原本証明必要) ②3年以上の空気環境測定の実務従事証明書
		(指定の科目を修めて卒業した場合) ①免許証の写し(原本証明必要) ②卒業証明書(原本に限る)(大学院不可) 又は卒業証書の写し(原本証明必要)(大学院不可) ③履修証明書(原本に限る)(大学院不可)
(3)旧姓・通称の併記希望の場合 公的機関が発行している証明書の写し(※3)	専門課程の高度職業訓練(化学システム系環境化学科の訓練に限る。)を修了し、かつ、技能照査に合格した者	①試験合格証の写し(原本証明必要) ②卒業証明書又は修了証の写し(原本証明必要) ③技能照査合格証明書又は技能照査合格証の写し(原本証明必要)
(4)書換・再交付の場合 ①作業環境測定士登録証 (現在所有のものを添付)(※4) ②顛末書 (滅失による書換・再交付の場合のみ)(※5)	労働衛生専門官 労働基準監督官	①労働衛生専門官として5年以上又は労働基準監督官として7年以上の職務従事証明書 ②厚生労働省労働基準局長が指定する研修の修了証(※6)の写し(原本証明必要)
	厚生労働大臣の登録を受けた大学で第二種作業環境測定士となるために必要な知識及び技能を付与する科目を修めて卒業した者	①卒業証明書(原本に限る)(大学院不可) 又は卒業証書の写し(原本証明必要)(大学院不可) ②履修証明書(原本に限る)(大学院不可)
4 手数料及び登録免許税 (「作業環境測定士の登録手続について」の「3 手数料・登録免許税」を参照)		

- (※1) 資格を証する書面の写しには、『原本と相違ない』旨の証明印が必要です。原本証明は、試験協会・各安全衛生技術センター、登録講習機関、都道府県労働局又は労働基準監督署のいずれかで受けてください。
資格を証する書面の写しに『原本と相違ない』旨の原本証明を行うことができない場合は、当該書面の原本及びその写しを提出してください。提出された当該書面の原本は、登録証送付時に一緒にお返しします。
- (※2) 環境計量士の資格で登録した方が、その後、種別、号の追加の書換えをするときは、資格を証する書面の②(衛生管理者免許証の写し、卒業証書等)、③(規則第17条2号の講習の修了証等)、④労働衛生実務経験証明書の添付は必要ありません。
- (※3) 作業環境測定士試験合格証に記載されている住所に変更がない方は、『①住民票』の添付は不要です。
また、旧姓を使用した氏名や通称の併記を希望する場合は公的機関が発行している証明書の写しが必要です。
旧姓を使用した氏名：戸籍抄本、住民票(旧姓が併記されたもの)等(原本)
通称：運転免許証等の公的機関が発行した書類であって、通称が表示されているものの写し
- (※4) 申請書に添付された作業環境測定士登録証はお返ししません。
- (※5) 顛末書の記載内容は、『申請年月日』・『氏名』・『生年月日』・『住所』・『滅失の経緯』です。
- (※6) 平成21年3月30日まで実施された研修を修了した方が該当します。

【注意事項】

- ・新規に第1種の登録を行うときは、第2種講習修了証の添付も必要です。
- ・試験合格者は必ず合格証の写し(原本証明必要)の添付が必要です。
- ・試験免除者は必ず住民票(原本)の添付が必要です。

作業環境測定士登録申請書に添付する書面等の早見表

■新規登録申請の場合の例（新規）

申請者の資格	資格を証する書面			登録講習 修了証		登録 手数料 ¥20,000 (※4)	住民票	写真 上三分身 30×24mm
	作業環境測定士 試験合格証		1 免許証等 2 卒業証明書又は卒業証書 3 免除の講習修了書 4 選任届の写し 5 測定実務経験証明書等 6 選任継続証明書 7 履修証明書 8 卒業証明書又は修了証 9 技能照査合格証明書又は 技能照査合格証 10 衛生管理者免許証の写し 11 労働衛生実務経験証明書	第2種	第1種			
	第2種	第1種						
第2種試験合格者	○			○		○	(※2)	○
第1種試験合格者	(○)(※1)	○		○	○	○	(※2)	○
医師、歯科医師、薬剤師、 診療放射線技師			1	○	○	○	○	○
環境計量士(規則17条2 号の講習修了者)(2号を 除く全科目試験免除)			1 + 2 + 3	○	○	○	○	○
環境計量士(規則17条16 号の講習修了者)(2号を 除く全科目試験免除)			1 + 3 + 10 + 11	○	○	○	○	○
環境計量士 (一部国家試験)	○		1	○	○	○	(※2)	○
核燃料取扱主任者 原子炉主任技術者 第一種放射線取扱主任者			1 + 4 + 6(選任の場合) 1 + 5(実務経験の場合)	○	○	○	○	○
臨床検査技師			1 + 5(実務経験の場合) 1 + 2 + 7(指定の科目 を修めて卒業した場合)	○		○	○	○
専門課程の高度職業訓 練(化学システム系環境化 学科の訓練に限る。)を修 了し、かつ、技能照査に合 格した者	○		8 + 9	○	○	○	(※2)	○
労働衛生専門官 労働基準監督官			3 (※3) + 5	○		○	○	○
厚生労働大臣の登録を 受けた大学で第二種作業 環境測定士となるために 必要な知識及び技能を付 与する科目を修めて卒業 した者			2 + 7			○	○	○

■書換申請の場合の例（第2種から第1種への種別変更又は第1種の号別追加）

申請者の資格	資格を証する書面		第1種 登録講習修了証	登録 手数料 ¥3,450	作業環境測定 士 登録証の原本 (※5)
	第1種 試験合格証	1 免許証等 2 卒業証明書又は卒業証書 3 免除の講習修了書 4 選任届の写し 5 測定実務経験証明書 6 選任継続証明書			
第1種試験合格者	○		○	○	○
医師、歯科医師、薬剤師		1	○	○	○
環境計量士		1	○(1, 3, 4, 5号)	○	○
診療放射線技師		1	○(2号のみ)	○	○
核燃料取扱主任者 試験研究用原子炉主任技術者 発電用原子炉主任技術者 第一種放射線取扱主任者		1 + 4 + 6(選任の場合) 1 + 5(実務経験の場合)	○(2号のみ)	○	○

■再交付申請の場合

滅失による再交付の場合には、『顛末書』が必要になります。顛末書の入手については当協会HPの「作業環境測定士の登録について」より入手してください。

■個人サンプリング法の実施の追加登録について

個人サンプリング法に関する講習を修了された方は、書換申請を行うことにより登録証に追加することができます。

申請者の資格	個人サンプリング法の実施に関する講習修了証	登録手数料 ¥3,450	作業環境測定士登録証の原本 (※5)
第1種又は第2種 作業環境測定士	○	○	○

(※1) 第2種合格証の(○)は第2種講習修了日が、第1種合格以前の場合のみ必要です。

(※2) 作業環境測定士試験合格証に記載されている住所に変更がない方は不要です。

(※3) 平成21年3月30日まで実施された研修を修了した方が該当します。

(※4) 登録手数料・登録免許税の額は、登録申請される際に、再度、試験協会ホームページ等でご確認ください。

(※5) 申請書に添付された作業環境測定士登録証はお返ししません。

【新規登録申請の注意点】

- ・登録免許税は、第1種:30,000円、第2種:15,000円の納付が必要です。
- ・第1種の登録を申請する場合は、第2種登録講習修了証の添付も必要です。
- ・写真の裏面に氏名・フリガナ・生年月日をご記入ください。
- ・添付書類が現在の氏名と異なる場合は『戸籍抄本、住民票(旧姓が併記されたもの)等』(原本)の添付が必要です。

【書換申請の注意点】

- ・登録免許税は、第2種から第1種への種別の変更のみ30,000円の納付が必要です。第1種の号の追加及び第1種又は第2種の個人サンプリング法の実施の追加は納付不要です。
- ・環境計量士の資格で登録した方が、その後、種別の変更、第1種の号の追加をするときは、『卒業証明書等』、『衛生管理者免許証の写し』、『学科免除修了証』、『労働衛生実務経験証明書』の添付は必要ありません。
- ・氏名の変更の関係書類は、『戸籍抄本、住民票(旧姓が併記されたもの)等』(原本)及び現在お持ちの『登録証』(原本)です。

【共通の注意点】

- ・資格を証する書面には、原本証明(試験協会本部・各安全衛生技術センター、登録講習機関、都道府県労働局又は労働基準監督署の『原本と相違ない』旨の証明印)が必要です。
- ・作業環境測定士試験合格証に記載されている氏名が現在の氏名と異なる場合は、『戸籍抄本、住民票(旧姓が併記されたもの)等』(原本)の添付が必要です。
- ・登録証の氏名に旧姓を使用した氏名や通称の併記を希望する場合は、公的機関が発行している証明書の写しが必要です。
旧姓を使用した氏名:戸籍抄本、住民票(旧姓が併記されたもの)等(原本)
通称:運転免許証等の公的機関が発行した書類であって、通称が表示されているものの写し